

台湾残留農薬基準の遵守及び輸出りんごの品質管理強化について

1 台湾残留農薬基準の遵守

昨年11月に台湾へ輸出された県産りんごにおいて、台湾当局の残留農薬検査により、残留農薬基準値違反となる事案が生じました。

これは、県産りんごの安全・安心をアピールする取組の積み重ねで築いてきた台湾側との信頼関係を損なうことになりかねない重大な事案であります。

今年産りんごの輸出が本格的に始まる時期を迎えるに当たり、最大の輸出先である台湾に継続的かつ安定的な輸出を確保していくため、選果こん包施設事業者は、自己責任により、防除履歴の事前確認や残留農薬分析等に取り組み、農薬残留の危険があるものは輸出しないよう、残留農薬基準の遵守に努めてください。

＜具体的な取組＞

- 1 りんごの輸出に際しては、輸出先国の残留農薬基準ほか、使用農薬の選定、使用時期や使用回数等が記録されている防除履歴を事前に確認すること。
- 2 必要に応じて、残留農薬分析検査を実施の上、輸出先の残留農薬基準に適合していることを確認すること。
- 3 適切な防除や防除履歴が確認できない場合、当該りんごの輸出は行わないこと。

【参考】令和5年りんご病害虫防除暦に採用された農薬で、台湾で残留農薬基準がないもの

区分	農薬名 (有効成分)	残留農薬基準値 (ppm)		対象病害虫等
		日本	台湾	
殺菌剤	カナメフロアブル (インピルフルキサム)	4	未設定	黒星病 5月上旬
殺菌剤	ミギワ20フロアブル (イプフルフェノキン)	2	未設定	黒星病 5月中旬
殺ダニ剤	ダニオーテフロアブル (アシノナピル)	3	未設定	リンゴハダニ、 ナミナダニ
殺虫剤	ヨーバルフロアブル (テトラニリプロール)	1	未設定	リンゴコカクモ ンハマキ

※基準値改正に関する台湾当局のHP

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=27246>

(具体的な基準値は新旧対照表参照)

【参考】令和5年度農薬展示圃（県植物防疫協会）で試験する農薬のうち、台湾で残留農薬基準がないもの

区分	農薬名 (有効成分)	残留農薬基準値 (ppm)		対象病害虫等
		日本	台湾	
殺菌剤	カッシーニフロアブル (ピリオフェノン)	1	未設定	うどんこ病

2 輸さりんごの品質管理強化

(1) 適切な選果の徹底

選果場での選果や箱詰め段階における食害果やキズ果、変色果等の除去など品質管理の強化に取り組んでください。

また、エアスプレー（エアダスター）、ブラシ、拡大鏡等を使用して害虫の死骸やゴミを取り除くなど、より丁寧な選果を心がけてください。

(2) 「良食味・高品質」果実の厳選出荷の推進

輸出先国の持続的な信頼確保を図るため、青森りんごの強みである「良食味・高品質」果実の厳選出荷に取り組んでください。

令和5年産台湾向けりんご輸出に係る連絡事項について

1 防除履歴等関係書類の保管

台湾向け輸出入りんごの防除履歴を必ず保管するとともに、選果作業記録や製造日報等についても記録・保管してください。

2 夜間作業（11～3月）の届出

11月から3月までの夜間作業については、県に対して事前に届出し、十分な照明が確保されていることを植物防疫官が確認した上で、国が認めているところです。

夜間作業の実施を希望する場合は、別紙により報告してください。

（報告期限：10月13日（金）まで）。

3 台湾植物防疫当局検査官による査察

昨年同様、新規施設については、台湾植物防疫当局検査官による確認後でなければ、登録しない方針です。

農水省によると、台湾向け登録選果こん包施設及び登録生産園地の査察における台湾植物防疫当局検査官の派遣については、10月3日から10月4日の行程で、本県への招へいを調整中であるとのこと。